

■事業者の提出書類（様式自由）

① 工事概要書類

- ・ 施工箇所、施工目的、施工内容、現況および施工後のイメージが分かるもの

② ガイドラインへの適合を説明する書類（※社判等は不要）

- ・ ガイドラインの該当箇所の抜粋
- ・ 本工事がガイドラインに適合していると判断する事由を説明した文書

（例）本塗装工事では「江東区まちなみ景観色彩ガイド」の臨海景観基本軸の基準に準じてベースカラーおよび屋根色を設定しているほか、添付のパースの通り、周辺環境との調和に十分配慮した計画としており、本ガイドラインP66に適合していると考える。

■まちづくり協議会の対応フロー（②～④最短14日間）

① 事業者は事務局会議開催前までに、協議会HPのお問合せフォームを通じて書類を提出する。

② 事業者は事務局会議にて工事内容を説明する。事務局会議メンバーは、提出書類が揃っていることを確認した上で、修繕工事、軽微な工事または軽微な変更と判断し、対面審議が不要と合意できれば、メール審議を進めることを決定する。
メール審議に加え、専門家による確認が必要と判断した場合は、③、④と並行して専門家への意見照会を実施する。

③ (メール審議の場合)各社計画/ルール部会会員は、次回事務局会議開催の5営業日前までに質問事項を事業者に送付する。

④ 事業者は質問事項に対して、随時、または事務局会議にて回答を行う。以下繰り返し、異論無ければ、事務局会議で承認する。